

事務連絡

平成26年8月28日

都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

セアカゴケグモ抗毒素について

日本国内におけるセアカゴケグモ対策につきましては、日頃から多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成7年11月に大阪府において、オーストラリア原産のセアカゴケグモが発見されました。その後、セアカゴケグモは、日本各地に棲息地域を広げております。このような状況に鑑み、平成25年度からその咬傷の発生頻度や抗毒素治療に関する調査及び臨床研究を目的として、厚生労働科学研究費補助金研究事業（新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）「抗毒素の品質管理及び抗毒素を使用した治療法に関する研究」（研究代表者 一二三亭）を実施しております。

セアカゴケグモに咬まれると、咬まれた部位に軽い痛みを感じたり、熱感や搔痒感を伴う場合があることが報告されています。また、全身症状を呈する症例では、吐き気、腹痛、発熱、不眠症、めまい、頭痛、全身の発疹などが認められる場合があります。これまで、これらの症状の治療の一つとして、オーストラリアを拠点とするCSL社により製剤化されたセアカゴケグモ抗毒素（以下「抗毒素」という。）を医師が個人輸入し、セアカゴケグモに咬まれた者（以下「患者」という。）に投与する場合があります。一方、現在、国内で保有されている抗毒素の有効期限は平成26年8月末までであり、また、オーストラリアから新たな抗毒素を輸入することも困難な状況となっております。

このような状況への対応として、本研究班では、抗毒素を用いた臨床研究を実施しており、有効期限が平成27年8月末までの抗毒素を保管しております。このため主治医が患者の症状を診察した結果、対症療法ではその症状の改善が見込めないと判断した場合、本研究班の研究代表者である一二三医師と主治医が相談した上で、一二三医師から患者に対して当該抗毒素を遠隔処方することができますので、必要に応じて、主治医から以下の連絡先まで御連絡ください。

抗毒素の投与に当たっては、臨床研究の一環として実施する必要があります

保健所
保健総務課

14.09.01

No.
浜松市

ので、研究協力者として本研究班に参加していただく必要があります。ついては、主治医においては、「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdf>）を御一読いただくとともに、本研究班に研究協力者として参加するための手続について、一二三医師の指示に従ってください。

貴部（局）におかれましては、本事務連絡の趣旨を御了知いただくとともに、貴管下の関係医療機関宛てに周知いただきますようお願いいたします。

また、平成27年9月以降の対応については、本研究班において御検討いただいておりますので、結果がまとまった際には改めて情報提供いたします。

【抗毒素の投与が必要な場合の連絡先】

香川大学医学部附属病院

研究代表者 一二三亨医師

（電話・代表）090-8349-9242

【本事務連絡に関する問合せ先】

厚生労働省健康局結核感染症課予防接種室

（担当・内線）滝（2907）、福田（2374）

（電話・代表）03-5253-1111

以上